

第5章

株式集約時やスクイーズアウトの留意点は？ 少数株主を整理する際の 検討ポイント

【この章のエッセンス】

- 事業承継型M&Aの対象となる非上場オーナー企業は、株主が分散しているケースもあり、少数株主のなかには名義株主や所在不明の株主がいるケースもあるため、買収にあたり株主の実態把握を行う必要がある。
- 分散している株式は、オーナーによる株式買取りや買収対象会社による自己株式取得によって集約することが考えられる。その際の買取り価額は時価が基本である。
- 譲渡に応じない株主や所在不明の株主がいる場合は、スクイーズアウトによる少数株主の排除を検討する必要がある。

少数株主の整理の方法

(1) 株主の状況把握

第1章で述べたように、事業承継型M&Aの対象となる非上場オーナー

(図表11) 主な少数株主の整理方法

株式集約	オーナーによる買取り
	買収対象会社による自己株式取得
スクイーズアウト	現金対価株式交換
	株式併合
	株式等売渡請求
	全部取得条項付種類株式の取得

した第三者間で自由に取引される場合の価額)であり、たとえば買収時において買主の提示した買収価額と同一価額で買い取る場合などは時価取引に該当すると考えられる。なお、時価取引とみなせるかどうかの最終的な判断は、税務当局の見解による側面も大きい。そのため、税務調査に備えて買取り価額算定の疎明資料を準備しておくことが望ましいといえる。

なお、買収対象会社による自己株式取得を行う場合、株主総会の特別決議が必要であるとともに会社法上の配当規制が適用される点にも留意が必要である。

(3) スクイーズアウト

スクイーズアウトとは、少数株主を締め出すことをいい、現金対価株式交換、株式併合、株式等売渡請求、全部取得条項付種類株式の取得といった手法が想定される。

ここでは各制度の詳細な解説は割愛するが、いずれのスキームを選択するかは、株主の状況や法的な手続面等の観点から比較検討される。

なお、スクイーズアウトによって不利益を受ける少数株主には一定の対抗措置(反対株主の株式買取請求、株式併合や売渡の差止請求、売買取

ナー企業は、株主がオーナーの親族や知人、従業員等に分散しているケースも多い。少数株主のなかには名義株主や所在不明の株主、経営陣と対立して株式譲渡に応じない株主等がいる可能性もある。買収後における円滑な経営体制構築の観点や、経済的利益の社外流出の観点から、このような少数株主は買収にあたって可能な限り排除することが望ましいと考えられる(図表11)。

(2) 株式買取り、自己株式取得

分散している株式を集約する一般的な方法として、オーナーによる株式買取りおよび買収対象会社による自己株式取得が挙げられる。

株式買取り価額は、税務上の観点からは時価で行うことが基本である。時価とは客観的交換価値(独立